No.	よくある質問	回答
Q1	1年目の弁護士が受ける義務のある研修は、どれですか。	集合研修、倫理研修、クラス別研修（3回以上の出席）、委員会等研修（4回以上の委員会への出席及び会務研修報告書の提出）です。
Q2	刑事弁護研修については、受講義務がありますか。	受講義務は、ありません。 ただし、国選弁護や当番弁護の名簿に登載されるには、刑事弁護委員会が主催する研修を受講する必要があります。 新人研修とは別に、会員には会務活動をする義務があり、刑事事件を処理したり、委員会活動をするなどの定められた活動を行う義務があります。刑事弁護研修を受ければ、その年度については、会務活動を行ったことになります。
Q3	日弁連や関弁連等の委員会に出席することは、会務研修の出席回数として認められますか。	認められません。東京弁護士会の委員会への出席回数で判断しています。
Q4	2019年12月に一斉登録した弁護士または2020年1月に入会した弁護士が集合研修をDVDで受講することはできますか。	可能ですが、DVDが完成する迄に時間がかかり、貸し出せる枚数にも限りがある為、できる限り2020年1月23日、24日に実際に研修を受講してください。 ※集合研修の開始時間は両日とも午後1時からです。10分前には集合してください。場所は弁護士会館2階のクレオです。
Q5	弁護士登録後、すぐに海外での勤務が決まっており、研修に参加できないという場合、どうすればよいですか。	新規登録弁護士研修の猶予を申請できます。猶予事由が解消された後に、必ず研修を履修してください。
Q6	入会して1年目に新規登録弁護士研修を受けない場合、翌年にも受ける義務が残りますか。	残ります。
Q7	1年目で新規登録弁護士研修をすべて履修できなかった場合どうなりますか。	再履修期間が設定されますので、必ずこの期間内に全ての研修を履修してください。
Q8	たとえば、入会して1年目に、クラス別研修に2回出席した場合、翌年に、不足の1回分を出席すれば、クラス別研修を受けたという扱いになりますか。	なります。ただし、既に受講している講座をもう一度受講しても研修を受けたことにはなりません。必ず、内容が異なる講座を受講してください。
Q9	たとえば、入会して1年目に、会務研修として、特定の委員会に3回出席した場合、翌年に、不足の1回分を出席すれば、会務研修を受けたという扱いになりますか。	なりません。1年間のうちに特定の委員会に4回以上出席する必要があります。
Q10	再履修期間後もすべての研修を履修できなかった場合どうなりますか。	未履修者に対しては不利益措置が課せられます。不利益措置の内容は以下の通りです。 ・法律相談名簿への登載拒否 ・弁護士会内外の各種委員等に委嘱・推薦しない